

男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン  
作成検討ワーキング・グループ（第3回）  
議事次第

（令和6年5月9日（木）  
14:00～15:30  
対面及びオンライン開催）

1 開 会

2 議 事

- （1）男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態調査の結果について  
[内閣府より説明]
- （2）意見交換

3 閉 会

【配布資料】

- 資料1 男女共同参画センターにおける業務及び運営に関する実態調査結果について（後半）
- 資料2 男女共同参画センター非設置の自治体を対象とした実態調査結果について
- 資料3 納米構成員 提出資料

【参考資料】

- 参考資料1 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループの開催について  
(令和5年10月13日 計画実行・監視専門調査会)
- 参考資料2 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループの運営について  
(令和5年11月10日 座長決定)
- 参考資料3 男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドライン作成上の基本的な考え方  
(令和5年11月10日内閣府男女共同参画局)

男女共同参画センターにおける業務及び運営についての  
ガイドライン作成検討ワーキング・グループ（第3回）  
議事録

1 日時：令和6年5月9日（木）14時00分～15時23分

2 場所：対面及びオンライン開催

3 出席者：

座長	鈴木 準	株式会社大和総研執行役員
構成員	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部部长
	(代理出席)	清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二部副部长
同	遠藤 智子	山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課長
同	亀田 美香	福岡県筑前町企画課長
同	國井 淳子	東京都新宿区子ども家庭部男女共同参画課長
同	高橋 睦子	恵泉女学園大学人間社会学部教授
同	納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同	山内 良太	静岡県沼津市政策推進部地域自治課長

<オブザーバー>

独立行政法人国立女性教育会館

萩原 なつ子 理事長

文部科学省 安里 賀奈子 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

(代理出席) 星川 正樹 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
男女共同参画学習室長

<事務局>

内閣府 岡田 恵子 男女共同参画局長

同 小八木 大成 大臣官房審議官（男女共同参画局担当）

同 大森 崇利 男女共同参画局総務課長

同 松川 伸治 男女共同参画局推進課積極措置政策調整官

同 田原 知世 男女共同参画局総務課課長補佐

○鈴木座長 皆さん、こんにちは。時間となりましたので、ただいまから第3回「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

座長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、構成員の皆様よりオンラインにて御出席いただいております。

それから、山形県におかれては、大瀧構成員に人事異動があったとのことですので、今回より遠藤智子構成員に御出席いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

本日は、谷本構成員が御欠席です。それから、大下構成員におかれましては、本日は代理として日本商工会議所産業政策第二部の清田副部長が御出席です。

また、事務局の内閣府のほか、オブザーバーとして独立行政法人国立女性教育会館の萩原理事長、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の星川男女共同参画学習室長にも御出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思います。第1回のワーキング・グループにて御案内したところですが、本ガイドラインの作成に当たって、令和5年12月22日から令和6年1月31日にかけて、全国のセンターを置いている地方公共団体を対象とした男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態調査、また、センター非設置の地方公共団体を対象にした実態調査を行いました。

本日は議題が2つございます。まず1つ目は、前回のワーキング・グループの続きですが、センターの業務のうち情報収集・提供、関係機関との連携、調査研究、国際交流及び外国人住民の利用を想定した取組、センターの利用者を増やすための取組に関する調査結果について事務局から説明いただいた上で、皆様に御議論いただきたいと思います。

それから、2つ目の議題は、センター非設置の地方公共団体に対して行った調査の結果についてです。こちらについても事務局から調査結果について説明いただいた後、皆様に御議論いただきたいと思います。

また、本日の議題に入る前に、前回のワーキング・グループで議論したセンターの運営体制について、納米構成員から資料を提出していただいております。資料3ですが、まず納米構成員から簡潔に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○納米構成員 ありがとうございます。

これから御説明するのは、調査でまとめられたものから私が独自集計したものです。まず1点目です。これを見ていただくと、自治体規模にかかわらず、非常勤・有期雇用で働く職員が約4割を占めていて最も多いということが分かります。常勤・無期雇用の職員は3割台にとどまっています。男女センターで働く職員の多くが非正規雇用であるということが分かります。

次のページをお願いします。これはフルタイム職員の報酬についてのまとめです。センターの設置形態は、公設公営、公設民営で指定管理、公設民営で指定管理以外の3つに分けられますけれども、職員の働き方として、常勤・フルタイムであっても有期と無期に分

けられます。そして、いずれの設置形態においても、有期雇用の職員の報酬は無期雇用のそれより低いということが分かります。

次のページから3つのスライドなのですが、これは都道府県、政令市、市町村、それぞれについて常勤の無期雇用の職員の報酬の比較です。これを見ますと、自治体の規模にかかわらず、公設公営のほうが公設民営より報酬が多い傾向があるということが分かります。逆に言えば、民営化によってセンター職員の報酬は抑えられている傾向があるということが分かります。

最後のスライドをお願いします。4点目は、センター職員が保有する専門資格について常勤と非常勤を比較したものです。すみません。1点修正です。公認心理師のシの字が間違っておりました。教師の師の字が正しい字でしたので、おわびして訂正したいと思います。まとめてみますと、公認心理師、社会福祉士など相談系の資格の保有者は非常勤のほうが多いということが分かります。

以上が調査結果の独自集計から分かることなのですが、ただ、この独自集計は性別集計ができていません。さらに性別集計を行うことで、男女センターの職員の働き方の現状がジェンダー視点から明らかになるのではないかと思います。

そして、男女センターの職員の育成、専門性向上が欠かせないということは、令和5年4月付のNWECと男女センターの機能強化に関するワーキング・グループの報告書において言及されております。このことから、今後、ガイドラインをまとめるに当たっては、男女センターの職員の専門性とは何かについてさらに議論する必要があるのではないかと思います。そして、その専門性を支えるセンター職員の処遇とキャリアラダーについても書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

事務局から、議題1に関する調査結果について説明をお願いします。

○田原課長補佐 では、資料1をご覧ください。資料1の4ページ、情報収集・提供事業から御説明を申し上げます。本調査におきまして、情報収集・提供とは、男女共同参画等に関する書籍、資料、情報を収集し、図書館、資料室やインターネット等を通じて情報提供を行っているものと定義しております。また、その範囲につきましては、他機関が作成した資料等を提供することや、来訪者等の求めに応じて情報を提供するものを含むとしております。

4ページのグラフは、センターが収集している図書・情報の内容別にその割合を集計した結果でございます。全国の約8割のセンターにおきまして、他のセンターや国、地方公共団体が発信する情報を収集しており、また、約7割のセンターにおきまして、独立行政法人国立女性教育会館が発信する情報を収集しております。

続く5ページから8ページまでは、都道府県が設置するセンター、政令市及び特別区が

設置するセンター、市が設置するセンター、町村が設置するセンターごとに区分けし、分析をした結果でございます。

5ページの都道府県、6ページの政令市・特別区の結果を見ますと、大学等の教育機関が発信する学術論文などの情報を収集しているセンターがそれぞれ半数程度ございますが、7ページの市のグラフでは、学術論文などの情報を集めているとの回答は約2割となっております。

続きまして、9ページでございます。こちらはセンターが収集している図書・情報の内容を尋ねた結果です。全国のセンターでは、男女共同参画に関連する分野の情報を幅広く、大きな偏りなく収集をしているという結果でございます。

10ページから13ページにかけまして、自治体規模別の分析結果を掲載してございますが、偏りなく、幅広く必要な情報を収集しているという点で、全国単位の集計結果と同様の傾向でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。センターにおきまして、住民に図書・資料を提供する場を設けているかを尋ねた結果と、利用することができる対象者を尋ねた結果でございます。全国の約9割のセンターで図書・資料を住民が利用でき、その対象者につきましては、特に条件を課すことなく誰でも利用できるとしているセンターが多くを占める結果となっております。

15ページから18ページに自治体規模別に分析した結果を掲載しておりますが、全国単位の集計結果と大まかな傾向としては同様でございます。

続きまして、19ページでございます。図書の貸出しサービスと蔵書数を尋ねた結果、全国の約9割のセンターで図書の貸出しを行っているという回答をさせていただいております。他方、図書の蔵書数について見てみますと、20ページの都道府県のセンターでは、1,000冊以上3,000冊未満を保有するセンターが多く、また、1万冊以上2万冊未満、それから、3万冊以上4万冊未満の冊数を保有するセンターも多いという結果となっております。

また、21ページの政令市・特別区では、1万冊以上2万冊未満を保有するセンターが多く、22ページの市のセンターを見ますと、赤枠で囲っております蔵書数3,000冊未満のセンターが多くを占めてございます。

続きまして、24ページをご覧ください。ここには自由記述で、情報収集・提供をめぐる課題について調査した結果を掲載しております。新規の利用者が増えない、資料の収集スペースが限られている、図書購入の予算がないなどの課題が挙げられました。

25ページから29ページまでは、センターにおける資料のデジタル化、電子書籍の提供の状況を尋ねた結果でございます。図書や資料のデジタル化につきましては、全国の約9割のセンターが実施、検討は進んでいないと回答しておりますが、一部のセンターにおきましては、デジタル化した資料や電子書籍の提供が行われております。

続きまして、31ページをご覧ください。本調査におきまして関係機関との連携とは、男女共同参画に関する取組を進める上で行う他の関係施策に係る機関、例えば福祉、教育、

商工、防災等の関係機関との連携、近隣の男女共同参画センターとの情報交換や事業の実施に際する連携、企業等における女性の登用拡大や仕事と家庭の両立等の課題に取り組む上で行う地域の経済団体及び企業との連携、また、固定的な性別役割分担意識の解消等に当たって行う教育委員会及び学校等との連携、男女共同参画社会の形成に取り組む団体との連携に関するものと定義しております。

31ページから35ページまでには、センター外の機関・団体などと事業を共同して実施するなどの連携を行っているセンターの割合を掲載しております。31ページにおきまして、全国単位で見ますと、センターの約8割が何らかの連携を図っているという結果でございます。

32ページ以降、都道府県、政令市・特別区におきましては、それぞれ約9割のセンターで、市におきましては8割のセンターで、地域の関係機関と連携しているという結果でございます。

続きまして、36ページ以降には、センターが現に連携している地域の関係機関・団体を調査した結果と、センターが今後連携していく必要がある、またはさらに連携を強化する必要があると考えている地域の関係機関・団体を調査した結果について掲載しております。

まず36ページは、全国のセンターの連携先の現状でございます。7割のセンターで市民団体、NPOといった民間団体と連携しておりまして、グラフの中段以下にございます営利企業、業界団体、町内会、自治会等との連携につきましては、それぞれ2割以下となっております。

これに対しまして、37ページは、センターが今後連携が必要、またはさらに連携を強化することが必要と考えている連携先について調査をした結果でございます。3割から4割が市民団体、NPOや学校、教育委員会との連携強化が必要と回答しておりますが、グラフの中段にございます営利企業、業界団体との連携につきましては、2割程度という結果となっております。

38ページ、39ページは都道府県のセンターについての調査結果でございます。38ページを見ますと、現状の連携先につきましては、全国単位の集計結果と同様に、市民団体、NPOが最も多く、約7割となっておりますけれども、39ページの今後必要と考える連携先を見ていただきますと、都道府県の場合は業界団体、メディアとの連携が必要との回答が約4割となっております。政令市・特別区、市、町村と比較して多い結果となっております。

40ページ、41ページでございます。こちらは政令市・特別区のセンターについての調査結果でございます。政令市・特別区におきましても、約8割のセンターが市民団体、NPOと連携をしております。また、営利企業と連携をしているセンターも約4割となっております。

41ページにございますとおり、今後必要と考える連携先についても営利企業と回答したセンターの割合が約4割となっております。都道府県や市と比較して多くなっております。

す。小中学校、高校、大学等、教育委員会、市民団体、NPOを挙げるセンターは、約4割から5割という結果でございます。

42ページ、43ページにつきましては、市のセンターに関する調査研究でございまして、市民団体、NPO、首長部局と連携をしているセンターが約6割から7割と多くなってございます。

43ページの今後必要と考える連携先としましては、市民団体、NPOのほかに、小中学校、高校、大学等、教育委員会を挙げるセンターが多く、それぞれ約3割でございます。また、町内会、自治会等との連携が必要と考えるセンターは、現に連携をしているセンター数の2倍となっております。

ページを進めまして、46ページには、自由記述で寄せられた課題を掲載しております。企業等との連携がほとんどない状態であり、関係づくりが必要といった課題でありますとか、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行も相まって、福祉部局、団体との連携が課題と考えているセンター、また、出前授業で子供たちにジェンダーに関する啓発、理解増進を行っていくために、教員単位ではなくて学校、教育委員会にセンターとの連携を持ってもらいたいという課題が挙げられております。

47ページから51ページです。こちらはセンターが連携先として想定する地域の関係機関が複数参加する会議について調査をした結果でございます。全国の約4割のセンターが他機関主催の会議に参加して情報交換を行っておりまして、約3割におきましては、センター自らが主催をして、他機関と情報交換を行っているという結果となっております。

進みまして、52ページから57ページにつきましては、他機関との連携のための会議において、個人情報の取扱いをどのように行っているかを調査した結果でございます。全国の約2割のセンターでは、個人情報保護法に上乗せをして会議内の取り決めやセンターの内規に基づいて個人情報を取り扱っているということでございまして、進みまして、57ページの自由記述の結果を見ますと、他の法定の会議の要領にのっとり個人情報を取り扱っているという回答がございました。

58ページから61ページでございますが、こちらはセンターが活動の場を提供している登録団体に関する調査結果でございます。58ページ、登録団体の属性としましては、女性団体が最多で約8割を占めてございます。また、59ページにございまして、約8割のセンターでは男女共同参画に関する活動の実施を登録団体の審査基準としているということでございます。

続きまして、63ページをご覧ください。本調査におきまして、調査研究とは、男女共同参画に関する意識調査、他地域の男女共同参画に関する事例研究、その他の男女共同参画に関する調査研究を直接または委託をして実施するものと定義をしております。

まず63ページでございますけれども、令和5年度に調査研究を実施しているかを尋ねた結果でございます。約7割のセンターで、令和5年度には調査研究を実施していないという結果でございますが、65ページをご覧くださいますと、実施しているセンターにおきま

す調査研究の内容は多岐にわたってございまして、またちょっと進みまして、68ページにございまして、センターの様々な事業に活用するだけでなく、自治体の男女共同参画計画の検討にも活用されております。

他方、少し戻りますが、66ページにございまして、調査研究に特別専門的な知見のある専従の職員が調査を担っているのではないというセンターが大半でございまして。

続いて、71ページをご覧ください。本調査におきまして、国際交流とは、海外からの女性グループ等の招聘、海外の姉妹都市等の交流イベント等、その他国際的な相互協力の下での円滑な男女共同参画社会の形成の促進を図ろうとするものと定義しております。現状、約9割のセンターでは国際交流事業は行われていないという結果でございまして。

また、72ページには、外国人住民に対する取組を尋ねた結果を掲載しております。通訳でありますとか外国語表記に対応しているセンターは約1割でございました。

続きまして、74ページをご覧ください。センターの利用者を増やすための取組について尋ねた結果を掲載しております。より多くの方にセンターを利用していただけるよう、日中働いている方も利用できるような開館時間を設ける。また、家族連れを対象とするイベントの企画が多くなってございまして。

そのほか利用者を増やすための具体的な取組の内容につきましては、79ページに掲載をしておりますが、教育機関への積極的な広報活動や市民持ち込み企画、それから学生と連携をした企画の実施、講座やイベント、セミナーの実施など様々な工夫が行われているということでございまして。

事務局からの説明は以上でございまして。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ここからは、ただいま事務局から説明のありました業務に関する調査の結果を踏まえたガイドライン作成の検討について、御質問なども含めまして、2時50分ぐらいまでをめぐりに意見交換の時間としたいと思います。

なお、本日御欠席の谷本構成員から意見をいただいておりますので、事務局から御紹介をお願いします。

○田原課長補佐 谷本構成員からのコメントを事務局より代読させていただきます。

まず、資料収集・提供事業に関連して、予算や配置スペースの制約もあるので、図書の実充は図書館司書との連携を積極的に図り、図書館に特設コーナーを設けてもらうような取組も考えられる。

登録団体の属性に関連して、団体登録の際、非営利であることや個人による団体構成を条件に付している自治体が多いのかもしれない。営利企業単体での登録については、自治体で何らかの縛りがあるとしても、青年会議所や商工団体、複数企業により構成される団体等での登録を推奨するなど、何らかの緩和策が必要ではないか。

調査研究に関連して、調査研究を担う専従職員を配置するのは、自治体の財政・人員状況を踏まえれば現実的ではない。しかし、困難女性に対するサポートのように、ようやく

社会に可視化された問題はもちろんのこと、日本人を配偶者に持つ外国人女性が日常生活で抱える困難や、労働目的で滞在する外国人女性への職場でのセクハラ問題など、潜在的な問題を見だし、政策課題として具体の対策へとつなげていく役割は今後ますます重要になる。調査研究結果を政策に反映させている自治体の取組を好事例とし、少なくとも男女共同参画の担当セクションにおいて調査研究事業を定期的実施する必要性を示しておくべきではないか。

外国人住民への対応、利用者や認知度拡大に関連して、アウトリーチ活動も必要ではないか。庁内連携先として、例えば保健センター、保健師中心となって新生児の全戸訪問を行う事業も展開されているので、子育てに関しての情報に加え、男女センターの相談利用も、外国人も含め、できることを周知するような取組も考えられるのではないか。

以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

それでは、どなたからでも結構ですし、業務のうちどの分野についてでも結構ですので、御意見、御質問をいただきたいと思います。挙手ボタンないし画面上で手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

納米構成員、お願いします。

○納米構成員 ありがとうございます。調査研究事業について申し上げたいと思います。調査研究をやっていないセンターが結構多いという結果についてなのですが、もちろん自分のセンターで調査研究をやれたらそれにこしたことはないと思うのです。ただ、調査研究事業に取り組む前に、まず自分のセンターのパフォーマンスについてのデータをきちんとまとめて示せるようになることが重要だと思います。

それから、行政の統計をジェンダー統計として整備するように働きかけること。そして、それを読み解く力があればいいと思います。そのためには、これはセンターを設置していない自治体についても言えることなのですが、男女共同参画部署の働きが重要になってきて、自治体の中で統計を所管している部署に対して、ジェンダー統計を整備するように働きかけたり、行政が調査をやるときには性別データが収集できる調査になるように設計するように働きかける、そのことが重要だと思います。

センターとしては、その結果をきちんと読み解く力を最低限持つことが大事で、それにプラスオンしてのセンター独自の調査というのは、いわば自由研究のようなもので、もちろん余力があつてやればそれにこしたことはないと思うのですが、まずその前にやることがあるのではないかなと考えます。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そうしたら、山内さん、いかがですか。御意見をお願いします。

○山内構成員 情報収集・提供に関する課題の自由記述のところ、新規の利用者が増えないところなのですから、これはどういう理解というか分析をすればいいのかなど、ちょっと分からなかったもので、活動してもそんなに周知に影響がないところなのか、皆様からお考えを伺えればと思います。よろしくお願いします。

○鈴木座長 今のことについて何か事務局からコメントありますか。

○田原課長補佐 事務局でございます。

今回の資料1の24ページにお示ししました自由記述の内容については、複数のセンターから寄せられた回答の内容を、多いものを要約して箇条書きで掲載してございます。新規の利用者が増えないについての自由記述の内容を見ますと、いつも同じ人が利用しているという意味で、新しい利用者層が増えていかないという意味で書かれているものが多いございました。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高橋構成員、いかがでしょうか。

○高橋構成員 1つは、デジタル化ということを目頭で御報告いただいたわけなのですが、では具体的にはどうしたらいいのだろうというところがまだはっきり見えてこない状況なのかと思います。

一方で、例えばNVECさんのほうでのデジタル化の政策展開や展望は、どのような方向性をお考えなのだろうかということも参考情報としていただけると、センターについてのデジタル化の選択肢もう少し投げかけられるかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木座長 今のNVECさんへの御質問は、今お答えいただくことは可能ですか。難しければ、また後ほど。

○松川調整官 男女局の松川でございます。

NVECのほうでも、今、センターとNVECとの間で情報共有あるいは交換をするための、いわゆるデジタル上のプラットフォームのようなものを構築できないかということで検討を進めております。クラウド上で様々なデータ等をやり取りすることで、そこにアクセスをすれば、どこにあるセンターからでもNVECのデータベースにアクセスができるということを考えております。

先ほど納米構成員のほうから調査研究について言及がございましたけれども、今後、地域の実情を把握した上で、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成の促進を進めていくために、まず現況把握ということで調査研究は、我々としては非常に重要な事業の一つになるかなと思っておりまして、そういったときにも、調査研究に使える例えばフォーマットですとか、ここのセンターでは調査研究の結果、こういったデータが取れましたといったようなことについて、そのプラットフォームにアクセスをすれば共有ができるというようなシステムが構築できないかというところの考えがございます。

具体的にこういったシステムになるのか、あるいはどうやって各地のセンターに広めて

いくのかといったところについては、まだこれから研究が必要なところではございますけれども、1つの事例といたしましては、そういうことを考えているところでございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。情報の収集に関しては、デジタル化、データ化という話がもちろんあると思うのですけれども、そもそもそれぞれの男女センターが図書や蔵書を持つことの意義や機能についてどう考えればいいのかといった辺りについて御意見をいただければと思います。どなたかいかがでしょうか。

納米さん、お願いします。

○納米構成員 たびたびですみません。男女センターが本を買って提供する必要があるのかということについてなのが、もちろんやれたらやったほうがいいと思います。やるとどうい効果があるかということなのですけれども、例えば講座をやるときなどに、その講座関連の図書を会場に持って行って提供するというようなことで、より学びが深くなります。また、情報提供室に男女共同参画という視点から集められた書籍がざっと並ぶことによって、男女共同参画というやや抽象的な概念が、具体的にはどういうことなのか。例えば仕事ということではどういうことなのか、女性に対しての暴力という面ではどういうことなのかということが具体的に来ていただいた方に分かりやすくなる。そういったような効果もあるので、もちろん収集・提供できたら、やれるにこしたことはないと思います。ただ、予算がなかなかないといったところもあると思います。

そういったところでは、先ほど出ていました公共図書館との連携というようなことで、公共図書館は日本十進分類法で並んでいますので、男女共同参画という視点は見えなくなってしまいますので、公共図書館にある図書をテーマ性を持って展示用にセットする、公共図書館の来館者にそれを見ていただくということも可能ではあると思います。ただ、男女センターで持てればもちろん一番だと思います。

あと、デジタル化なのですけれども、デジタル化というのは男女センターの業務をデジタル化するのか、もしくは収集した情報を提供する際にデジタルを活用するのか、そこら辺によっても違ってくると思います。収集した資料を提供することについては、公共図書館の一部では電子書籍の提供がありますけれども、これをやるためには、男女センターは公共図書館とのシステムの連動がない限り、予算面でも体制面でもかなり無理が大きいのではないかなと思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。

國井さん、今の辺りで何かございますでしょうか。

○國井構成員 私どものセンターにも図書資料室はございまして、蔵書数は1万から2万冊未満のところではございますが、やはりデジタル化のノウハウですとか、そういったところはどうやっていけばいいのかなというふうに非常に悩ましいところと、あと、利用されている方はデジタルがまだ得意ではない御高齢の方もおりまして、やはり紙媒体であることが分かりやすかったりですとか、貸出しにつながっている部分もありますので、一方でデジタル化を目指すのと、デジタルが難しい方にも紙の蔵書として残すということも考

えていかなければいけないと考えています。

あと、私どもの区は区立図書館との相互の連携システム、貸出しシステムがありますので、図書館と同様にデジタル化ができるかということも考えていかなければいけないところかなと思っております。

○鈴木座長 ありがとうございます。

亀田さんのところはいかがですか。御意見いただければと思います。

○亀田構成員 私どものセンターにも図書コーナーを小さいですけれどもつくっております。ただ、それが十分に活用できているかということ、そういうわけでもありませんし、利用者は固定されますし、どうしても興味のある方しか来られない。センター自体に来られる方が少ないというのがあります。なので、どうしてもセンターに図書を置いておかなくてはいけないと言われると、町内には図書館が2つありますので、そちらとの連携でもいいのかと思いますし、やはり目的とか活用の使途というのをはっきりさせておかなくてはいけないのかなと思っております。

○鈴木座長 ありがとうございます。

遠藤さん、いかがでしょうか。ミュートになったままですかね。聞こえないですね。状況を確認してもらいますので、遠藤さん、ちょっとお待ちください。すみません。今、チャットで御連絡を取らせていただきますので、お願いします。

そうしましたら、清田さん、この分野、今の領域以外でも構いませんので、コメント、御意見をいただければと思います。

○清田氏 ありがとうございます。本日、大下は所用にて欠席のため、代理の出席にて恐れ入ります。

私から、アンケートについて今大きく2点、収集している図書・情報や連携に関する内容について、所感として申し上げさせていただきますと、それぞれ都道府県、市、町村でいろいろニーズやサービスに差が出ていると受け止めました。つきましては、都道府県と市、町村でそれぞれ、センターが設置されている都道府県も多いことを考えますと、それぞれの役割分担をどのようにしていくのかを考えることも必要ではないかなと思えました。

連携を進めていくという視点におきましては、これは当初からの話になりますが、まずはセンターがどういう業務を行っているのかを見える化していくことが重要かと思えます。その上で、行っている連携の事例などをいろいろ御紹介いただきながら、自分のところでも取り入れるかどうか検討しやすいような取組事例の紹介をいただくことが有効なのではないかと感じております。

私からは以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

センターの連携が必要な先としての企業や業界団体、この辺の比率というか割合の調査結果は清田さんからご覧になって、いかがですか。

○清田氏 やはり都道府県ですとか市という単位になると一定のニーズがあるというのは読み取れました。私が所属している商工会議所においても、市や都道府県単位で活動しているところもございますし、いろいろな都道府県等の会議の中で接点があり、連携をしている、もしくはしてみようかと考えていただいているところがあるのかなと思います。

一方で、商工会議所としては、男女共同参画センターさんがどういうことをしていて、どういうことをお願いできるのかという情報が足りないかなという印象がありますので、その部分の見える化をできればお願いしたいというところがございます。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

今、情報収集・提供のところはいろいろ御意見いただきましたが、調査研究のところ、先ほど納米さんから、その前にやるべきこととか、求められていることがあるというお話がありましたけれども、調査研究のところについても、センターの機能としてどこまで何をすべきかや、現状に照らしてどういうふうに変えていくべきかなど、御意見をぜひいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

納米さん、お願いします。

○納米構成員 たびたびですみません。情報収集・提供のところと連携のところに戻りますが、情報収集については、絶対にセンターが集めたほうが良い情報というのがあると思います。それはその地域の女性たちの活動に関する資料というのは、きちんと集めておいたほうが良いと思います。いわゆる地域女性史につながるような資料です。売られていないものも多いので、各地域でこれまでずっと女性たちがいろいろな活動を積み重ねてきていますけれども、そういったもののアーカイブと、それから、今活動しているグループがどこでどんなことをやっているのかといったようなことは、きちんと収集したほうが良いと思います。

それは連携事業をするときに、今動いているグループがどこで、どこにつながって、どういうことをやっていくのか。そうした情報も各センターがきちんと集めたほうが良いのではないかなと思いました。

以上です。

○鈴木座長 どの業務領域でも構いませんので、追加の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。調査研究や、あと国際交流のところでもちょっとまだ意見が出ていないかなと思うのですが、国際交流についても1割ぐらいのところしかやっていないということや、相談の体制が必ずしも十分ではないという結果が出ていますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

では、指名させていただきますが、國井さん、いかがでしょうか。調査研究とか国際交流とかですね。

○國井構成員 調査研究に関しましては、新宿区では、令和4年度に男女共同参画に関する区民や中学生の意識・実態調査、あと、企業に対しては、ワーク・ライフ・バランスに

関する企業と従業員の意識・実態調査を行いまして、令和5年度に新宿区第四次男女共同参画推進計画を策定したところです。

先ほどほかの構成員の方からお話がありましたけれども、その中で、男女共同参画推進会議の委員の方から、ジェンダーの主流化、ジェンダー・メインストリーム、区が行っている全ての施策にジェンダーの視点を持って施策を考え直してPDCAサイクルを回していくことが必要であるというような御意見がありまして、今年度から、全庁的に進捗状況の調査のところで、そのジェンダーの視点、男女共同参画の視点で自分たちの事業、各課、各部署の事業を再度検討してみるということを始めたとところです。まだ調査の結果はこれから出てくるのですけれども、今年度からそういうことを始めたという状況になっています。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

山内さん、いかがでしょうか。調査研究とか国際交流とか、この辺りで御意見ございませんでしょうか。

○山内構成員 私は沼津市ですけれども、私どもの係は、男女共同参画のほかにも多文化共生ということでほかの係もございます。そういった中で、関連はあるのかもしれないですけれども、相当手ごわいというか、業務的にはちょっと重くなるのかなというところがございます。なので、1割でもやっているとところは大変すばらしいのかなという感想を持ったところでございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

高橋構成員、いかがでしょうか。

○高橋構成員 国際交流、外国人住民への取組のところで、現状は非常にまだ取組が少ないのですが、多文化共生といった観点からすると、これからさらに国外から日本にいらっしゃる方々というのは増えてくる方向であろうと。さらに、それは必ずしもジェンダー中立ではなくて、いろいろな問題、課題が女性により多く出てきやすいという点で、ジェンダーということが大切です。ジェンダーと外国人居住者の方たちの状況というのは大事な視点だと思いますので、現状は少ないけれども、近い将来のことも考えながら、より地域コミュニティーが外国から来ていらっしゃる方をうまく受け止めて、包摂していけるような、それが望ましいということはガイドラインにも書いたほうがいいだろうと思います。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

納米さん、お願いします。

○納米構成員 国際交流についてですが、センター単独でやる、もしくは男女共同参画部署単独でやるというのはなかなか荷が重いように思います。ですので、例えば自治体には国際交流センターであるとか、国際交流に関わる多文化共生の部門があると思うのです。そういうところと一緒にやる。もしくは各地域にも、例えば外国籍の女性の当事者の団体

ですとか、当事者を支援している民間団体などがありますので、そういったところとコラボレーションしてやるというようなことが現実的なのではないかと、センターの現場においてそのように思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。

連携のところでは、教育委員会や学校との連携の必要性への意識が比較的強いというような結果が出ている点ですとか、あと、登録団体ですね。何かしら審査ということは必要なのかもしれませんが、門戸を広げるという意味で、登録団体制みたいなやり方がいいのかどうかということも含めて、この連携のところについてももう少し御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

亀田さん、いかがですか。

○亀田構成員 多方面と連携をする必要性は高いと思っております。ただ、うちのセンターでもいろいろなところとの連携というのはなかなかうまくいっていませんで、学校とか教育委員会との連携は、特に若年層に対する啓発というところでもやっていきたいなと思っているのですが、まずはセンターの役割というか、そういったものを理解していただかないことには連携もうまくなかなかつながらないのかなと感じております。

○鈴木座長 ありがとうございます。

登録団体制について何か御意見ある方はいらっしゃいませんか。

ほかの業務に関して追加の御意見がある方はいらっしゃいますか。一旦よろしいですか。

遠藤さん、すみません。ちょっとお声が届かないようですので、この後つながれば御発言いただきたいと思っておりますし、後ほどテキストで御意見をいただくということでも構わないと思っております。ちょっとまだ通信状況を調整中のようです。

時間が残りましたら、またこの議題1についても引き続き御意見をいただきたいと思いますが、一旦、議題1の意見交換についてはここまでにして、続いて、議題2のセンター非設置の地方公共団体に対して行った実態調査結果について事務局から説明していただいて、その後、皆様にまた御質問を含めて御意見をいただきたいと思っております。

資料2でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○田原課長補佐 資料2をご覧くださいませ。こちらはこれまで男女共同参画センターを設置してない地方公共団体を対象に、昨年12月22日から本年1月31日にかけて行った調査でございます。

2ページをご覧ください。これまで男女共同参画センターを設置してこなかった理由を尋ねた結果を掲載しております。男女共同参画施策に割り当てられる予算・人員が少なかったからというのが約5割、それから、設置の必要性を感じないためという理由が約3割を占めておまして、また、3ページをご覧くださいますと、市、町村におきましても、理由として多かった回答は、今御紹介した2つの御回答と同じでございます。

4ページをご覧ください。こちらはセンターを設置していない地方公共団体の男女共同参画主管課が、センターが実施しているのと同様の事業をどれだけ実施しているかを示し

た資料でございます。見ていただきますと、センターと同様に広報啓発、講座、情報収集・提供、関係機関との連携、調査研究といった事業が、最も多い広報啓発で約9割、その他の事業で4割から5割程度実施されているということでございます。

続いて、5ページから11ページには、センターとセンターを設置していない地方公共団体とで各事業の実施割合を比較した結果を掲載しております。5ページをご覧くださいますと、広報啓発といった不特定多数を対象とする事業につきましては、センター非設置の地方公共団体におきましても実施率が高くなってございますが、6ページ、7ページをご覧くださいますと、こちらにございますように対人支援が中心となる講座、相談といった事業は、センターのほうが実施率が高くなっております。

また、8ページ、9ページの情報収集・提供、それから関係機関との連携におきましても同様でございます、センターのほうが実施割合が高くなってございます。

10ページの調査研究につきましては、広報啓発と同様に、センター非設置の地方公共団体の実施割合が高くなってございます。

12ページをご覧ください。12ページは、センターを置いていない地方公共団体の男女共同参画主管課が、センターで行っているのと同様の事業をどれだけ行っているかについて自治体規模別に分析をした結果でございます。色づけをしてあって、それぞれ何事業行っているかということで区分をしてございますが、都道府県、特別区、市では、センターを置いていなくても、センター同様の事業を既に多く行っておられるということが分かります。

13ページをご覧ください。13ページにつきましては、自由記述で各自治体から御回答いただいた御意見でございます。予算・人員のほかに、専門的な知見の不足、こうしたことが課題であるということですか、他の自治体と共にセンターを運営していくような広域連携の仕組みづくりの御要望、また、オンライン化、デジタル化の流れを活用して、施設を持たない、あるいは持たない自治体に参考となる内容もガイドラインに盛り込むとよいという御意見をいただいております。

事務局からは以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ここから意見交換したいと思いますですが、こちらについても谷本先生から御意見を預かっております。事務局から紹介してください。

○田原課長補佐 センターを設置していない自治体の相談体制に関連して御意見いただいております。センターを設置していない自治体の場合、センター設置まで至らなくても、現在の各セクションで行われている相談窓口を複合的に運用する対応から始めてもらえないか。例えば消費生活相談や公聴セクションの相談体制に組み入れていくことや、社会福祉協議会等、外部機関との連携により相談の間口を広げるようなことはできないか。また、広域自治体等の相談員とオンライン相談が可能なブースを庁内に備え、そこを利用してもらうような体制づくりを求めてもよいのではないか。こうした御意見をいただいております。

す。

○鈴木座長 ありがとうございます。

調査結果によると、センターを設置していなくても広報啓発とか関係機関との連携についてはセンターを設置している場合と比べて遜色なくやられている割合が示された一方、講座や相談については必ずしも十分には行われていない結果だったように思います。どなたからでも結構ですので、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、指名をさせていただきたいと思いますが、清田さん、いかがでしょうか。

○清田氏 ありがとうございます。これも繰り返しとなりますけれども、やはり男女共同参画センターに何を求めるのかというところの整理が一番重要であって、その上で、非設置の自治体に対して、こういう機能を設けてほしいので設置を依頼したいといったような進め方が順序なのかなと思っており、非設置の自治体に設置を促していくという取組は、若干優先順位としては後になるのかなと感じたところでございます。

私からは以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。御質問も含めてお願いいたします。

高橋さん、お願いします。

○高橋構成員 現状、非設置の自治体というのは結構たくさんあるわけですね。ただ、一方で、将来的に男女共同参画センターをより全国をもっとうまく網羅するネットワークをつくっていくということも政策的には展望としてあり得ると思います。そうすると、今は設置できていないけれども、よく見たら、既に設置しているセンターと遜色ない機能・役割を果たしているところが結構あることが分かった。このことはリサーチしてみても大事な知見だったと思います。

そして、もう一つは、自由記載の意見のところにもありますが、現状、箱がない、施設としてのセンターのビルディングはないけれども、機能面でセンターとほぼ遜色ないことができているというときに、それは男女共同参画センターとしての位置づけ、開設していますというふうに看板を上げるかどうか。看板を上げられるようにしてもらえないかという声が見えるのですね。そうすると、これは何も男女共同参画だけではなくて、ほかの行政関連のセンターもそうなのですが、センターの機能とか役割を箇条書きでもいいのでガイドラインに具体的に書き込むことが大事だと思います。

その上で、これこれこういう一定の機能を果たしているところはセンターでしょうと、そのようにセンターというものがネットワークとしても広まっていける突破口になるのかなというふうに今回の資料を見て思いました。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

そうしましたら、亀田さん、いかがでしょうか。

○亀田構成員　うちは本当に小さな町なのですけれども、きちんと男女共同参画センターというものを設置していただいております。センターというのを箱物で設置していただくと、やはり分かりやすいというか、認識が高まる。住民の方に対しても、そこで男女共同参画を推進しているんだなというのが分かりやすいのかなと思います。ただ、人の確保ですとか相談員とかの専門職の確保、そういったものは小さな町になればなるほど難しくなりますし、予算が伴うものでもありますので、先ほども御意見がありましたように、センターにどんな機能を持たせるのかというところが大事なのかなと思います。

○鈴木座長　ありがとうございます。

　　國井さん、お願いできればと思います。

○國井構成員　センターを設置していない理由の中で、設置の必要性を感じていないためという理由が、非設置であっても主管課のところで遜色のない事業ができていてということでの必要性を感じていないということでもよろしいのですよね。例えば町民の方、村民の方から男女共同参画に関するニーズが少ないですとかということを踏まえての理由ではないということでもよろしかったでしょうか。

○鈴木座長　今の点は事務局から何かございますか。

○田原課長補佐　事務局でございます。

　　設置の必要性を感じないための理由が何であるかということについては、そこは細かく調査を取っておりませんので、今、國井構成員がおっしゃったような理由であるかどうかについては、この調査では分かってございません。

○鈴木座長　よろしいですかね。

○國井構成員　はい。それが多分、調査研究のところを実施できていると、恐らく把握できるところなのかなと思ったので、調査研究もされているかどうかというのは、この資料では設問としては回答されていたりしますでしょうか。

○鈴木座長　直接そういう設問はなかったですね。

○田原課長補佐　設置の必要性を感じないためという理由に関連して、先ほど構成員がおっしゃったような調査との関連でどうかということは調査してございません。

○國井構成員　分かりました。ありがとうございます。

○鈴木座長　そうしましたら、遠藤さん、今度こそつながったようですので、前半の部分も含めて、あるいは今の2番目の議題も含めて御意見をいただければと思います。

○遠藤構成員　先ほどから何度も申し訳ありませんでした。今のセンターの非設置の関係につきましては、前の御意見でもあったかと思うのですけれども、やはり既に何らかのものを実施しているところがあるということであれば、新たにガイドラインにこうした機能を付加すればセンターとして位置づけられるということを示すことによって、少しハードルを下げられると思います。既にやっていることが、それに類することであっても、きちんとした箱物がないと駄目だとか、そういったハードルがあったりすると、なかなかセンターとして名のりを上げることができないところもあるのかなと思いますので、そ

ういったことで機能として付加すれば、センターとして位置づけていただけるということは必要なかなと思います。

それから、恐らく将来的には、例えばセンターとして位置づけがあれば、例えば国の補助事業を受けられるとか、そういったメリット、インセンティブということにもつながってくるのかなと思います。ガイドラインにも位置づけて、きちんとこういう機能ということで書いていただければよろしいのかなと考えたところです。

あと、資料1のほうに戻ってよろしいですか。申し訳ございません。

○鈴木座長 ぜひお願いします。

○遠藤構成員 最初の話題で、図書のサービスというところ、貸出しのお話などがあったところなのですが、私ども山形県のセンターにつきましても、県立図書館や生涯学習センターと同じ建物の中に男女共同参画センターがありますので、図書館ですとか生涯学習センターを利用される方が男女共同参画センターにも足を運ばれるという方はいらっしゃるようです。ただ、なかなか男女共同参画センターを目がけてという方は、やはり特定の利用者の方に限られているということになりますので、私どもの工夫としましては、図書館との連携の展示などで男女共同参画センターのほうにも目を向けていただけるような取組をしておりますので、何らかの連携をする形で補っていくということは有効なのかなと考えていたところです。

まずは以上です。ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

そうしましたら、山内さん、いかがでしょうか。議題2のところですか。

○山内構成員 静岡県のほうで今年度、相談チャットを導入されて相談を受けるということで、対面や電話よりも効率よくできるのではないかなということで、先日、私どもの課員が説明を受けてきたところです。そういったところでICTの推進があれば、ハードの整備が本当に必要かと言われるとどうかなというところはありますし、例えばDV関係とかの相談についても、それぞれのセクションでそういった機器を活用できれば、切り替えるなどしていけば、十分対応できるのではないかなということは感じると思います。

あと、まだセンターを設置していないところのメッセージですね。私どもはそこは頑張らなければいけないのかなと思っているところです。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

納米さん、いかがでしょうか。

○納米構成員 センター未設置の自治体についてですが、都道府県が市町村を支援するという形に構造化するのがいいのではないかなと思います。ある県では、県のセンターが市区町村に出張して行って事業をやるというような取組をなさっていたところもあります。そのようなことをすることによって、県域全体に取組が広がりやすくなるのではないかなと思います。

私自身は、横浜と川崎いずれも政令市で働いてきたのですけれども、相談については、神奈川県に相談すると、お住まいはどこですかと聞かれて、横浜、川崎と言うと、そうだったら横浜、川崎のセンターに相談してくださいというふうに振られることが多いのです。政令市などについては政令市がやる、県は未設置のところをカバーするというような役割分担をしてもいいのではないかなと思います。

先ほど山内さんがおっしゃったチャットなのですけれども、チャットは確かにIT化ではありますけれども、チャットの裏で対応しているのは、AIでの対応でもない限り、やはり人が対応するということですので、人は必要なのではないかと、伺っていて思いました。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

この議題2につきまして、さらに御意見、御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。ここは男女センターを法定すべきではないかという議論があるわけですが、これは鶏と卵といいますか、法定されることによって、またいろいろ考え方や動きが変わってくることもあるだろうと思います。

そうしましたら、議題2に限らず、議題1のほうも含めて、さらに御意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。都道府県と市町村の役割分担というのは、全体を通じて多くの意見があったと思うのですが、追加で御意見をいただければと思います。

高橋先生、いかがですか。

○高橋構成員 今日の議論で時々言及されていたことは、好事例、グッドプラクティスでした。いろいろな好ましい取組というのはたくさんあるのだと思いますけれども、これまでこのセンターについてのグッドプラクティス、好事例というのは、あまりまとまって出てきてこなかったのではないかとも思われるのです。

なので、これは既に開設されて機能している、現時点で既にあるセンターにとっても、またさらに参考になるでしょうし、そして、突破口と先ほど言いましたけれども、非設置のところ、非設置がたくさんあるわけだけでも、そこにもこれからより裾野を広げていく。ジェンダー・メインストリーミングとして大事なことだと思うのですけれども、そういったときにも、他所はこんなことをしていたのだということが分かるような好事例が、どんな形で載せるかは分かりませんが、できればガイドラインの資料のところであればいいかなと思います。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

國井さん、追加で御意見いただければと思うのですが。

○國井構成員 先ほど国際交流のところでも特にお話ししなかったのですけれども、新宿区ですと、外国人の方も非常に多い区になりますので、多文化共生推進課がありまして、男女共同参画推進計画の中でも多文化共生推進課がきちんと事業などを持って連携しているというところが、男女共同参画課ではなくても、他課と一緒に協力してやっているという

ところがあります。補足です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

亀田さん、いかがでしょうか。

○亀田構成員 前回も言わせてもらいましたが、全体的に人材育成というところが私たちの中では非常に課題になっておりまして、人の確保も難しい中で、納米構成員もおっしゃられたように、住民の方に伝えていく力とか、データを読み解く力とか、そういったものをつけていかなければいけないと思っております。そういった意味で、人材育成の体系的なものですとか、そういったものがあると非常に助かるなと思っております。

以上です。

○鈴木座長 さらに追加の御意見をいただきたいと思いますが、清田さん、いかがでしょうか。

○清田氏 ありがとうございます。追加というところまでは至らないかもしれませんが。繰り返しになりますが、やはり今、中小企業でも一番の課題は人手不足ですというのが本当に多く、どこも人を措置する、人材を確保するのが難しい中で、いかに都道府県や市、町村で有効に連携をしながら、ネットワークを組み、その限られたリソースでサービスを提供していくことが非常に重要だろうというところがあります。

その上で、男女共同参画センターさんとして、主にこういうところはこのセンターに相談をしてほしいというのを明確にしていくことが重要かなと思います。例えば厚労省さんだったり、都道府県だったりというところで、働く上での両立支援、女性の活躍といった事業も多く行っているし、相談窓口なども設けたりしています。そこに適切につなぐパイプ役としての機能を果たすことも1つなのかなと思いますし、センターに行けば何ができて、どういう対応が期待できるというところをぜひ整理した上で周知広報を図っていただきたいなと思っております。

私からは以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

山内さん、何か言い残されたことがありましたらお願いします。

○山内構成員 大体言わせていただきましたけれども、今回の調査等を見ていると、いずれにおいても待っている受け身のところが多いのかなという感じがしたので、行政側から積極的に声かけというか、投げかけしていかないと物事が動かないなというところは資料を見た限りで感じたところです。

前回もお話ししましたが、特に若い方々はよく吸収してくれるので、感想もすごくいいです。やった成果というか、職員自体も本当にやってよかったなというところもございますので、今後、私どもも当然、頑張っていければとは思っています。ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

遠藤さん、いかがですか。

○遠藤構成員 ガイドライン全般についてなのですけれども、先ほど高橋構成員もおっしゃっていましたが、好事例とか、先進事例とか、非常に効果的な取組などを併せてガイドラインに盛り込んでいただくということはすごく大事なのかなと思っています。連携をするにしても、どういう連携方法があるのだとか、そういうものがただ言葉で書いてあってもなかなか分からないというふうに私たちは思いますし、あとは、私たちは既に設置しているのですけれども、新たな取組方法として、こういうこともできるんだということが示されれば、非常にありがたいなと思いますので、その辺りをお願いできればなと感じたところです。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

納米さん、お願いします。

○納米構成員 ありがとうございます。2点追加で申し上げたいことがありまして、1点は、センターを設置することのメリットなのですけれども、センターを設置することによって、そこに専門性が蓄積されていくと思います。そういう意味では、やはりあるといいな、あるって大事だと思います。でも、これは設置形態によっていろいろだと思うのですけれども、直営だとどうしても異動があるのですが、ずっとそこに固有職員がいて、その人が専門性を蓄積できるというような形だといいいのだけれどもなと思います。それが1点目です。

もう一つは、国際交流のところでは言い忘れたのですけれども、国際という視点では、一つは地域の国際化という視点と、もう一つは国連など国際的な男女共同参画に関する動きがどうなっているかという、この2つの面があると思うのです。地域の国際化という点については、先ほど申し上げたように多文化共生ですとか、あとは地域の当事者団体などとのコラボという線があると思うのですけれども、国際的な動きの点については、NVECは毎年CSWに人も派遣していらっしゃるし、NVECですとか政府などからそういったものを分かりやすく全国に向けて流していただくということがいいのではないかなと思います。北京会議の頃には大分各地のセンターでも派遣したりはしましたけれども、今はちょっとそういうところができなくなっているのです、その部分については、ぜひ国やNVECに期待したいと思っています。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

本日様々御意見を出していただいて、ありがとうございます。私にまとめる能力はありませんけれども、全体を通じて感じたのは、まず目的を明確にしなければならない。何を要請されているのかを明確にしないと、モデルとしての手段をガイドラインに書けないかなというふうに感じましたので、目的をはっきりさせて、そのための手段を考えるという手順が必要だと思います。それから、好事例、先進事例の横展開といったことをもっと考えるべきである。また、都道府県と市、町村、それぞれの役割分担も考えていかないと、

重複があったり、あるいは足りないところが生まれてしまったりということになるで、そこにも一つストラテジーが必要ということだと思いました。

それから、納米さんがおっしゃったように、センターのパフォーマンスをきちんと示せる態勢や、いろいろな調査結果を読み解く力が必要であり、人材育成のお話もあったように、その辺りも非常に重要なポイントかと思います。

それから、国際交流のところは多文化共生が重要であるとか、包摂の考え方を進めていくべきだというふうに私も思います。これからの時代、ここは非常に重要なところになるのではないかなと思うところです。

それから、非設置の自治体に関しては、非設置でも一部やれている部分があるけれども、やはりできていない部分もあるということだと思うのです。ある程度やれているということは、そこにはリソースがあるということですし、ある程度の機能は果たしているということなので、それをセンターという形にすれば、より機能強化になるのではないかなというふうに私は思うところでございます。

ちょっとまとめにはなっておりませんが、私からの意見は以上です。

そうしましたら、本日の議論をお聞きになって、萩原理事長からコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○萩原NWEC理事長 様々な御意見をありがとうございました。

一番は、やはりセンターの役割、業務を明確にして、しっかりと多くの方たちに可視化していくということの重要性を改めて感じました。それはNWECとしても一緒でございます。

NWECが、さらに地域の都道府県のセンター、そして市町村のセンター、その中でNWECがどういう役割を果たしていくのかということをしつかりと明確にしていく必要があると思いました。

特に情報のところですけども、御存じのように15万冊の男女共同参画、ジェンダー関係の資料を取りそろえているNWECですので、それを今の段階ではパッケージでいろいろなところに貸出しをしておりますが、残念ながら、今回の調査でも分かっているように、それぞれのセンターの財政面が非常に不足しております。その輸送代すら確保できないという状況の中で、これだけ15万冊をいろいろなところへ送るための何らかの形の努力というか、そのための予算獲得というのは非常に重要で、NWECの持っている財産というか、宝を多くの方たちに活用してもらうための仕組みがもっとも必要なのだなということも改めて思いました。

それから、デジタル化するにしても、人材、そして費用というところがあるのですが、それをすることによって、多くの方たちがいろいろな資料に触れることができる。これがそれぞれのセンターの人々の専門性を高めるとか、あるいは地域の方たちがそれを活用して研究を進めていくとか、そういったところにも非常に寄与するのではないかなと思いました。

それから、国際交流ということであると、先ほど納米さんのほうからCSWの話もありまし

たけれども、政府代表団の一員として私も今回参加をしてみいました。やはり行くと様々な刺激をいただき、そして、日本がうーんという部分が認識をされたりして、そういった部分で日本がこれからジェンダーギャップ指数を上げていくには、やはり全ての人たちが手を取り合いながらやっついていかないと難しい。そうなってくると、多様な組織との連携というのはもっともっと重要になってまいりますので、そういった意味でも、なぜ必要なのかということをしつかりと調査研究というものも含めながら見せていくことが必要なのかなということを感じました。

今回の皆様の議論を聞いて、NVECとしての新たな課題、取り組まなければいけないものが見えてきたかなと思っております。どうもありがとうございました。

○鈴木座長 ありがとうございます。

萩原理事長のお話を伺って、人と予算がもっと必要なわけですがけれども、既にそこにあるものをいかにうまく使うかということも、人と予算を増やす前に工夫する余地が相当あるのではないかと思います。ありがとうございます。

ほんの少しだけまだ時間がありますけれども、皆さん、御意見はよろしいでしょうか。

では、5分ぐらい早いですがけれども、本日のワーキング・グループは以上とさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○田原課長補佐 事務局でございます。

次回の開催日程につきましては、日程を調整の上、構成員の皆様に御連絡申し上げます。

○鈴木座長 それでは、第3回ワーキング・グループを終了いたします。本日は大変ありがとうございました。